

2024年1月22日

「LT会」会報第24-2号（総256号）

上海良図商務諮詢有限公司（LTCC）

改正『中華人民共和國会社法』のポイント

2023年12月29日、全国人民代表大會常務委員會は改正『中華人民共和國会社法』を審議、可決した。新『会社法』は計15章266条からなり、現行会社法(2018年版)に対する改正条項は多く、実質的には110条余りの新規追加と改正で、全面的な改正といえる。本文はそのうち一般企業・外資系企業に関わりのある主要な条項についてポイントを解説するものである。会員皆様の執務のご参考にされたい。

2018年『会社法』	2023年改正『会社法』	要点解説
第13条 会社の法定代表者は、会社定款の規定に従い、董事長、執行董事または總經理が就任し、かつ法に従い登記する。会社の法定代表者を変更する場合は、変更登記手続を行わなければならない。	第10条 会社の法定代表者は、会社定款に従い、会社を代表して会社の業務を執行する董事（日本の役員相当）又は總經理（日本の社長相当）が就任する。 法定代表者を担当する董事または總經理が辞任した場合、同時に法定代表者を辞任したものとみなす。 法定代表者が辞任した場合、会社は法定代表者の辞任日から30日以内に新しい法定代表者を確定しなければならない。	会社の法定代表者は会社を代表して会社の事務を執行する董事または總經理が担当することを明確にした。 法定代表者の辞任と補任に関する規定を新たに追加した。
	第11条 法定代表者が会社の名義で従事する民事活動について、その法的結果は会社が引き受ける。 会社定款又は株主会の法定代表者の職権に対する制限は、善意の相手方に対抗することができない。 法定代表者が職務の執行により他人に損害を与えた場合、会社が民事責任を負う。会社は、その民事責任を負った後、法律又は会社定款の規定により、過失のある法定代表者に対して求償することができる。	法定代表者の代表行為の法的結果は会社が受けること、会社定款または株主会決議による法定代表者の職権制限が善意の相手方に対抗できないこと、及び法定代表者の職務上の権利侵害行為に係る民事責任規則を明確にした。
	第24条 会社の株主会、董事会（取締役会）、監事会（監査役会）の会議の開催及び表決は電子通信方式を採用することができる。但し、会社定款に別段の規定がある場合を除く。	新たに追加した条項である。技術の進歩による会議形式の多様化を認めた。
第26条 有限責任会社の登録資本金は会社登録機関に登録した全株主の引き受けた出資額とする。 法律、行政法規及び國務院の決定に有限責任会社の登録資本の実際の払込、登録資本最低限度額について別段の規定がある場合は、その規定に従う。	第47条 有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関で登記した全株主が引き受ける出資額とする。株主全員が引き受けた出資額は、株主が会社定款に従い、会社成立の日から5年以内に払い込むとする。 法律、行政法規および國務院の決定に有限責任会社の登録資本金の払込、登録資本金最低限度額、株主出資期限について別段の規定がある場合、その規定に従う。	有限責任会社の引受出資額は5年以内に払い込まなければならないという規定を新規に追加した。
第27条 株主は、金銭をもって出資ことができ、現物、知的財産権、土地使用権等の金銭によって評価することができる金銭以外の財産を価値評価して出資することができる。但し、法律、行政法規の規定により出資としてはならない財産についてはこの限りでない。 出資される金銭以外の財産については価値評価を行い、財産を事実に基づいて審査しなければならない。高く又は低く価値評価してはならない。法律、行政法規が価値評価について規定している場合は、その規定に従う。	第48条 株主は金銭をもって出資ことができ、有形現物、知的財産権、土地使用権、出資持分、債権等の相当価値の金銭によって価値評価することができ、かつ法により譲渡できる金銭以外の財産を価値評価して出資することもできる。但し、法律、行政法規により出資としてはならない財産についてはこの限りでない。 出資される金銭以外の財産については価値評価を行い、財産を事実に基づいて審査しなければならない。高く又は低く価値評価してはならない。法律、行政法規が価値評価について規定している場合は、その規定に従う。	金銭以外の財産とする出資形式に、持分と債権も追加した。

	第 54 条 会社が期限の到来した債務を弁済することができない場合に、会社又はすでに期限の到来している債権の債権者は、出資を引き受けたが出資期限の到来していない株主に対し、期日を繰り上げ出資の払込を要求する権利を有する。	株主の出資期限を加速する制度を追加した。
第 44 条 有限責任会社は董事会を設置し、その構成員は 3 名から 13 名とする。但し、本法第 50 条に別途規定する場合を除く。 2 つ以上の国有企業又は 2 つ以上のその他の国有投資主体が投資して設立した有限責任会社は、その董事会の構成員に会社の従業員代表を入れなければならない。その他の有限責任会社は董事会の構成員に会社の従業員代表を入れることができる。董事会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙によって選出する。 董事会には董事長を 1 名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長、副董事長の選出方法は会社定款により定める。	第 68 条 有限責任会社の董事会の構成員は 3 人以上であり、その構成員の中に会社の従業員代表を入れることができる。従業員数が 300 人以上の有限責任会社は、法により監事会を設置し、かつ会社の従業員代表がいる場合を除き、その董事会の構成員に会社の従業員代表を入れなければならない。董事会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じた民主的選挙によって選出する。 董事会には董事長を 1 名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長、副董事長の選出方法は会社定款により定める	董事会の人数の上限に関する規定を削除した。 国有企業以外の有限責任会社に「従業員董事」の設置規則を追加した。
	第 69 条 有限責任会社は、会社定款の規定に従い、董事会の中に董事により構成される監査委員会を設置し、本法に規定する監事会の職権を行使することができ、これにより監事会又は監事を設置しないものとする。会社の董事会構成員である従業員代表は、監査委員会の構成員に就任することができる。	有限責任会社において董事会・監事会の 2 本立てだけでなく、単層型の管理構造を選べられる規定を新設した。
	第 76 条 有限責任会社は、監事会を設置する。但し、本法第 69 条、第 83 条に別段の定めがある場合を除く。 監事会の構成員は 3 人以上とする。監事会の構成員には株主代表と適当な比率の会社従業員代表を含まなければならない。そのうち従業員代表の比率は三分の一を下回ってはならず、具体的な比率は定款により規定される。監事会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じた民主的選挙によって選出する。	監事会における従業員代表の比率を規定している。
第 51 条 有限責任会社は、監事会を設置するものとし、その構成員は 3 名を下回ってはならない。株主の人数が比較的少なく、又は規模が比較的小さい有限責任会社は、1 名又は 2 名の監事を置き、監事会を設置しないことができる。	第 83 条 規模が比較的小さく、又は株主の少人数の有限責任会社は、監事会を設置せず、1 名の監事を置き、本法に規定する監事会の職権を行使することができる。株主全員の同意を経て、監事を設置しないこともできる。	小規模の有限責任会社においては監事会・監事を設置しなくてもよい規定を定めた。
	第 219 条 会社はその持分の 90%以上を有する会社と合併する場合、合併される会社は株主会の決議を経る必要はないが、その他の株主に通知しなければならない。その他の株主は会社に対して合理的な価格でその持分又は株式を買収することを請求する権利を有する。 会社が合併して支払う代金がこの会社の純資産の 10%を超えない場合は、株主会の決議を経ないことができる。但し、会社定款に別途規定がある場合はこの限りでない。 会社が前二項の規定により株主会の決議を経ずに合併する場合、董事会の決議を経なければならない。	簡易合併制度及び小規模合併制度を新設した。
	第 225 条 会社は、本法第 214 条第 2 項の規定により欠損を補填した後、なお欠損がある場合には、登録資本金減資で欠損を補填することができる。登録資本金減資で欠損を補填した場合には、会社は、株主に配当してはならず、株主の出資又は株式代金納付義務を免除してはならない。 前項の規定により登録資本金を減少させる場合、前条第	簡易減資制度を新設した。 且つ公示期間は 4 5 日から 3 0 日に短縮した。

	<p>2項の規定は適用しないが、株主会が登録資本金の減少を決議した日から30日以内に新聞紙又は国家企業信用情報公示システムで公告しなければならない。</p> <p>会社は、前二項の規定により登録資本金を減少した後、法定積立金及び任意積立金の累計額が会社の登録資本金の50%に達するまでは、利益を分配してはならない。</p>	
	<p>第266条 本法は2024年7月1日から施行する。本法の施行前に既に登記設立した会社の出資期限が本法に規定する期限を超えている場合は、法律、行政法規又は国務院に別段の規定がある場合を除き、本法に規定する期限内に逐次調整しなければならない。出資期限、出資額が明らかに異常の場合、会社登記機関は法により遅滞なく調整を要求することができる。具体的な実施方法は国務院により規定される。</p>	<p>新『会社法』が施行される前に納付期限が法定期限を超過している会社に対する移行措置を明確化し、かつ出資期限、出資額が明らかに異常な場合における行政処理対策を追加した。</p>

以上